



2022年1月26日

各 位

会 社 名 地主株式会社
代表者名 代表取締役社長 松岡 哲也
(コード番号 3252 東証・名証第一部)
問合せ先 人事総務本部長 前川 純一
(TEL 06 - 4706 - 7501)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて、2022年3月24日（木曜日）開催予定の当社第22期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第17条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

②株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。

③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 取締役会は、その決議をもって、代表取締役会長1名を選定することができるものとし、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を機動的に定めることができるようにするものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年3月24日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年3月24日（予定）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた代表取締役が招集</u>し、その議長となる。<u>当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第18条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第20条 (現行どおり)</p>

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、代表取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第37条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>代表取締役会長1名</u>、代表取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会が定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 <u>現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p>
---	--

<p>(新設)</p>	<p><u>第3条</u> 本附則第2条の規定にかかわらず、<u>施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第4条</u> 本附則第2条から本条までの規定は、<u>施行日から6ヶ月を経過した日又は本附則第3条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>